

令和4年6月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(その他報告事項)

教育警察常任委員会
(警察本部)

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 1 2 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 1 5 号中「第 9 1 条の規定に基づく」を「第 9 1 条又は第 9 1 条の 2

第 2 項の規定により」に、「者で、」を「者が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 名	内 容
熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 制定 (改正) 概要</p> <p>(1) 制定 (改正) の必要性 道路交通法 (昭和35年法律第105号) の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。</p> <p>(2) 制定 (改正) の内容 道路交通法 (以下「法」という。) の一部を改正する法律 (令和2年法律第42号) が令和4年5月13日に施行されたことに伴い、法で新たに追加された限定免許条件 (サポートカー限定) の解除にかかるとする審査手数料について、熊本県手数料条例における当該手数料に関する条文を整理するもの。</p> <p>2 制定 (改正) の要点 審査手数料の対象を追加するもの。</p> <p>(1) 審査手数料 (第415号) サポートカー限定条件の解除審査手数料として追加 (2) 手数料額 ア 限定解除手数料1,400円 イ 熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあたっては2,850円 なお、手数料額の改定はなし。</p> <p>3 施行日 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>4 その他 議案については、知事部局財政課から提出する。</p>

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)新旧対照表

旧	新
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(414)の2 (略)</p> <p>(415) <u>道路交通法第91条</u> <u>の規定に基づく</u>運転することができる自動車等の種類を限定された<u>者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるための</u>道路交通法第112条第1項第6号の規定に基づく審査</p> <p>限定解除審査手数料 1,400円。ただし、熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円</p> <p>(416)～(663) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(414)の2 (略)</p> <p>(415) <u>道路交通法第91条又は第91条の2第2項の規定により</u>運転することができる自動車等の種類を限定された<u>者が</u>その限定の全部又は一部の解除を受けるための道路交通法第112条第1項第6号の規定に基づく審査</p> <p>限定解除審査手数料 1,400円。ただし、熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円</p> <p>(416)～(663) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>